育成資金貸付制度 援護制度のご案内自動車事故被害者 (無利子) 。 の

られたり、重い後遺障害を残 生以下のお子様。 すことになったご家族の中学 対象者 ・バイ事故に遭われて亡くな 保護者の方が自動車、 オー

貸付金

·一時金 ·入学時支度金 · 月 額 155,000円 2 0, 0 0 0 0

4, 0 0 0 円

■返還方法

卒業後20年以内の均等払い。

対象者

より、 損傷、後遺障害の程度が次に 自動車、 脳、 脊髄、 オートバイ事故に 胸腹部臟器

月額58,570円~ 136,880円

随時要介護の方 月額29,290円~ 5 4, 0 0 0 0 円

間中返還猶予されます。 なお、進学した場合は在学期

重度障害者介護料支給

該当する方

常時要介護の方

問い合わせ先

機構栃木支所 NASVA自動車事故対策

3028(622)9001

ついて

用し管外料金を支払った場合 請求後に市より補助金が交付 っていただき、補助金申請・ 補助金が交付されます。 時、管外料金を全額支払

対象者

こと。 使用申請者が下野市民である

※「宇都宮市 び待合室が対象になります。 になります。 山聖苑」に関しては式場、

補助額

れます。 0円を限度に補助金が交付さ 円、待合室については16,05

斎場使用料補助金に

されます。 管外の斎場(火葬場)を使

亡くなられた方または斎場

■対象施設 控室、霊安室等も補助対象 全国全ての斎場での火葬及 悠久の丘」「小

火葬については58、800

※式場 (昴·銀河) 出来なくなります。 11月1日休~11日

の利用が

(日)

問い合わせ先

小山聖苑☎(22)1175

式場等については管外料金

と管内料金の差額になります。 ■申請方法

課各窓口へ提出してください を添付し、環境課または市民 ■管外斎場とは 補助金交付申請書に領収書

○国分寺・南河内地区の方: ○石橋地区の方:全ての斎場 小山聖苑以外の斎場

問い合わせ先

環境課☎(40)55559

工事のお知らせ小山聖苑空調設備改修

通常通り行います。工事期間 の日程で式場等の利用が出来 等改修工事を実施します。次 の利便性向上のため、 迷惑をおかけいたしますが、 なくなりますが、火葬業務は 大小式場並びに待合室の天井 ご協力をお願いいたします。 ■式場工事期間 した空調設備の更新工事及び 小山聖苑では、 利用者の皆様には大変ご 施設利用者 老朽化

■改正後の下水道負担区及び負担金額			
		負担区の名称(改正前負担区)	単位負担金額
	市街化区域	国分寺負担区 (合併前の国分寺町東部及び西部負担区)	
		石橋負担区 (合併前の石橋町市街化区域)	1 ㎡当たり 300円
		仁良川負担区 (合併前の南河内町仁良川負担区)	
	市街化調整区域	石橋市街化調整区域負担区 (合併前の石橋町市街化調整区域)	1件当たり 400,000円
		国分寺負担区 (合併前の国分寺町負担区)	1件当たり 545,000円
		南河内負担区 (合併前の南河内町負担区)	1件当たり 380,000円
		関根井、笹原、祇園原負担区	1件当たり 365,000円

の改正について金の負担区及び負担金下水道事業受益者負担

担していただく受益者負担金 が整備される区域の方々に負 で賄われています。 市などの公費のほか、下水道 下水道事業の工事費は国や

> 行 たのでお知らせします。なお、 なります。 始後に納めていただくことに 受益者負担金は下水道供用開 金額を次のとおり改正しまし 平成24年9月に条例改正を い、新しい負担区及び負担

問い合わせ先

下水道課☎(48)2123

広報しもつけ

2012.11